

## 任意継続被保険者について（ジェイアールグループ健康保険組合）

被保険者期間が継続して2ヶ月以上あった方は、退職日の翌日から2年間、任意継続被保険者として、在職中と同様の医療保険給付（ただし、傷病手当金と出産手当金は継続給付の場合に限る）及び人間ドックなどの健康支援サービスを利用できます。

### 1. 申請期限及び申請先

会社の定めた期限までに事務担当者まで申請してください。

（退職日の翌日から20日以内にジェイアールグループ健康保険組合に必着）

### 2. 提出書類

任意継続被保険者資格取得申請書、（被扶養者は別紙）

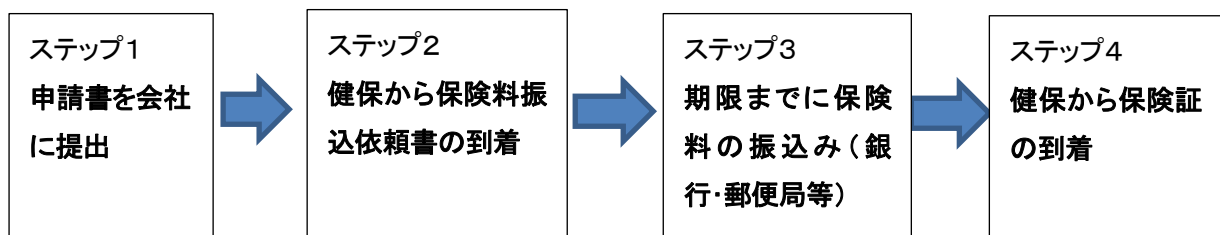
### 3. 保険料について

- (1) 保険料は、在職中は会社が負担していた分も含めて、全額自己負担になります。
- (2) 保険料は、退職時の標準報酬月額（上限41万円）によって決定し、2年間変わりません。前年の収入が0円であっても保険料が安くなることはありません。

1カ月の保険料の目安（H31.4 現在）	
40歳以上 65歳未満（介護保険料あり）	40歳未満または65歳以上 75歳未満（介護保険料なし）
標準報酬月額 × 0.1054	標準報酬月額 × 0.09

- (3) 保険料は、被扶養者の有無によって変わることはありません。
- (4) 保険料の支払方法は「前納年一括払い」「前納上期・下期2回払い」「毎月払い」の3つのうちから選びます。※振込期限までに保険料を振込まないと資格喪失となります。
- (5) 保険料の振込依頼書は年度単位で送付します。次年度分は、翌年3月上旬（予定）にご自宅に郵送します。
- (6) 「国民健康保険の被保険者になる」、「親族の被扶養者になる」といった理由では資格喪失できないことから、振込まれた保険料をお返しすることができませんのでご注意ください。

### 4. 申請から、保険証発行までの流れについて



### 5. 資格喪失について

被保険者は、次の4つの事由以外ではやめることはできませんので、ご注意ください。

- (1) 保険料を振込期限までに振込まなかった場合（※期限最終日の遅い時間にATM等で振込みを行った場合、振込日が翌日扱いになり、資格を喪失しますので、余裕をもった振込をお願いします）
- (2) 再就職し、就職先で保険証を発行された場合
- (3) 被保険者が死亡した場合
- (4) 期間満了で喪失となった場合

【別紙】

任意継続で、引続き被扶養者の認定を希望される方

★書類不備で返却の多いもの

提出書類		チェック
1	被扶養者(異動)届取得【1035】	
2	扶養認定対象者現況表 ★60歳到達で年金受給がない場合は、その旨を扶養の事由欄に記入 ※18歳未満の子の場合は省略できます。	
3	世帯全員の住民票記載事項証明書(続柄記載のもの) ※認定対象者が別居の場合、認定対象者の世帯全員の住民票記載事項証明書も必要です。	
4	<18歳以上> 所得証明書 ※配偶者が被扶養者に認定されていない場合は、配偶者についても所得証明書を添付してください。 ※父母等の認定については、どちらか一方の認定申請を行う場合においても、夫婦双方の所得証明書を添付してください。	
5	★<配偶者・学生以外の18歳～60歳で未就労者の場合> 事由書(便宜用紙に就職活動中であり、無収入である等を記入)・障害者手帳・診断書等	
6	<18才以上の学生> 在学証明書 ※英会話学校などの「民間教育施設」や海外の学校及び夜間の学科・通信教育課程に在学・在籍する方は含みません。	
7	別居者	<学生、18歳未満以外> 送金証明+送金計画書 ※送金額は、対象者の年収以上の金額になります。 (年収が60万円未満の場合は、年収と送金額との合計が60万円以上であること。)
8		<父母の場合> 戸籍謄本(写)または全部事項証明書(写)
9	収入のある方	<給与所得者の場合(パート・アルバイト含む)> 給与等支払実績及び支払見込証明願、雇用条件が明示された書類(写)等
10		<事業所得者の場合> 確定申告書及び収支内訳書(写)
11		<年金受給者の場合> ★60歳到達者 最新の年金額改定通知書(写)または年金額裁定通知書(写)

【書類不備で返却の多いもの】

- 1 配偶者が60歳到達で年金を受給する場合、年金改定通知書等の写しを添付してください。  
(60歳到達で年金受給がない場合は、その旨現況表の扶養の事由欄に記入願います。)
- 2 18歳以上の子(学生以外)の認定で未就労の場合は、「就職活動中であり、無収入である等」を記入した事由書(便宜用紙)または働くことのできないことを証明する書類(医師の診断書等)を添付してください。
- 3 被扶養者の認定は、被保険者の収入[退職時標準報酬月額(上限41万円)×12ヶ月]の2分の1を超えないことが条件のため、被扶養者の収入が上回る場合は被保険者の年金改定通知書等の写しを添付してください。

- 健康保険組合が認定に必要と認めた場合は、上記以外にも書類の提出をお願いします。

# 任意継続被保険者資格取得申請書

1015

注1 太枠内に記入してください。光学処理を行いますので、枠からはみ出さないように丁寧に記入してください。  
注2 マス目への記入は、1つの枠に濁点も含めて1文字とし、左詰めとしてください。  
注3 マス目の右に凡例がある場合は、該当する数字を記入してください。  
注4 (1)被保険者証の記号の欄は、現在の記号が「1▲▲▲」の場合、「2▲▲▲」と下3桁(▲の部分)を記載してください。

＜添付書類＞ 被扶養者としていたい方がいるときは「被扶養者(異動)届」及び必要添付書類

(1)被保険者証の記号 (2)被保険者証の番号

2	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0

(3)被保険者氏名

健保 太郎

印

被保険者が自ら記入する場合は、被保険者の押印は省略可

(4)生年月日

昭和 00年 00月 00日

(5)退職時年齢

満 00 歳

(6)退職年月日

令和元 年 00月 00日

(7)退職時の標準報酬月額

000 千円

(8)再就職予定 (9)再就職予定年月日

有  無

年 月 日

(10)保険料納付方法

0:年度末まで一括して前納する  
 1:上・下半期に分けて前納する  
 2:毎月1月分ずつ納入する

(11)住民票住所・電話番号

〒	0	0	0	-	0	0	0	0																				
住民票	0	0	県	0	0	市	0	0	区	0	0	0	0															

電話番号

000 - 000 - 0000

(12)金融機関の変更

0:変更なし  1:変更あり ※変更ありの場合、(13)~(18)まで必ず記入してください。

(13)金融機関コード

(14)金融機関名

(15)支店コード

(16)支店名

(17)口座種別

(18)口座番号

0000 〇〇銀行 000 〇〇支店 1 1:普通 2:当座 00000000

○被扶養者として継続する方、及び新たに被扶養者の取得申請をする方の氏名等を記入し、被扶養者(異動)届と必要書類を添付のうえ、提出してください。  
なお、被扶養者(異動)届を健康保険組合に直接送付していただく場合は、下記の「□ 被扶養者(異動)届と必要書類は、健康保険組合に直接送付いたします。」の□にレ点を記し、直接送付してください。

□ 被扶養者(異動)届と必要書類は、健康保険組合に直接送付いたします。

被扶養者氏名 生年月日 被扶養者氏名 生年月日 被扶養者氏名 生年月日

健保 花子	昭和 00年 00月 00日	健保 キク	大正 00年 00月 00日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日		年 月 日

上記の通り、被保険者の資格を喪失した際使用されていた事業主を経由して申請いたします。

上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 00年 0月 00日	事業所 使用欄	箇所長	電話	健保担当課
所在地 〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇 名称 〇〇株式会社 事業主名 〇〇〇〇〇〇	印	000-0000	印	
	事業主整理番号	0000		

備考 被保険者の資格を喪失した際使用されていた事業主を経由せずに申請する場合は、「上記の通り、被保険者の資格を喪失した際使用されていた事業主を経由して申請いたします。」のように「被保険者の資格を喪失した際使用されていた事業主を経由して」の部分に二重線で抹線して、退職の日の翌日から20日以内に健康保険組合に到着するよう提出してください(退職の日の翌日から20日以内に到着しない場合、任意継続被保険者の資格を取得できません)。